

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
オーストラリア (2010年01/01発効: ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア 2010年03/12発効: タイ 2011年01/01発効: ラオス 2011年01/04発効: カンボジア 2012年01/10発効: インドネシア)	<p>・オーストラリア商工会議所 (ACCI)、または地域の商工会議所 Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI) and its regional chambers of commerce and industry 所在地: i. Australian Business Chamber, Sydney ii. Hunter Business Chamber, Newcastle iii. Illawarra Business Chamber, Wollongong iv. Chamber of Commerce and Industry of Western Australia v. Victorian Employers' Chamber of Commerce and Industry (VECCI) vi. Chamber of Commerce and Industry Queensland (CCIQ) vii. South Australian Employers' Chamber of Commerce & Industry (Business SA) viii. Tasmanian Chamber of Commerce & Industry (TCCI) ix. Chamber of Commerce NT</p> <p>・オーストラリアインダストリーグループ(AIG) Australian Industry Group ("AIG") offices 所在地: i. AIG Melbourne ii. AIG Sydney iii. AIG Brisbane iv. AIG Albury Wodonga</p>	<p>ACCIと地域の商工会議所での必要書類: 1. AANZFTA輸出者登録フォーム 2. 会社の登記簿、または企業名登録コピー (Certificate of Incorporation or Registration of Business Name - copy)</p> <p>AIGでの必要書類: 1. 登録輸出者の申告フォーム証書 (Registered Exporter's Deed of Declaration Form)</p>	<p>ACCIと地域の商工会議所: 1. AANZFTA輸出者登録フォームに記入。とりわけ、このフォームでは申請者は会社のAANZFTAサイン権限者リスト(会社を代表してサイン権限を持つ者の氏名とサイン標本リスト)の提出が必要とされる。</p> <p>2. 記入完了したAANZFTA輸出者登録フォームを、会社の登記簿または企業名登録コピーと共に、発給機関に提出する。</p> <p>AIG: 1. AIGからAANZFTAインフォメーションパックを入手する。入手先はAIGに電子メールにて (tradedocs@aigroup.asn.au) へリクエスト。このインフォメーションパックは登録輸出者の申告フォーム証書を同封している。</p> <p>2. 登録輸出者の申告フォーム証書を記入完了する。記入内容は、輸出者のサイン権限者リスト、商品明細(6桁レベルのHSコード、ブランド名、製品番号、商品概略、原産基準)等である。</p> <p>3. 記入完了した登録輸出者の申告フォーム証書をAIGに電子メール、郵送またはファックスにて提出。</p> <p>4. AIGは申請書類が適切かどうか審査し、他に添付書類や証明書類が必要であれば申請者に連絡をする。</p> <p>5. AIGは5営業日以内に申請者に結果を通知する。</p> <p>申請が認可されれば、申請者は電子メールにて輸出者登録レファレンス番号 (Exporters Registration Reference Number) とAANZFTAテンプレートを受け取る。この番号は原産地証明書 (Form AANZ) を申請の際に必要。もし申請が却下されれば、申請者は電話か電子メールにて申請却下の理由と可能な対応策の連絡を受ける。</p>	<p>ACCIと地域の商工会議所 は無料。</p> <p>オーストラリアインダストリーグループ (AIG) はA\$40.00(初回のみ登録料として)</p> <p>eCertify は無料。</p>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
<p>オーストラリア (2010年01/01発効: ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア 2010年03/12発効: タイ 2011年01/01発効: ラオス 2011年01/04発効: カンボジア 2012年01/10発効: インドネシア)</p>			<p>eCertifyによるオンライン申請 - 以下の発給機関のみ可能 (ACCI-Chamber of Commerce and Industry of Western Australia, ACCI-VECCI, ACCI-CCIQ, ACCI-Business SA, ACCI-TCCI および AIG)</p> <p>1. 以下のURLにてオンライン登録 (www.ecertify.com/Pages/how_ecertify_works_exporters.html) 必要な内容としては電子メールアドレスと企業情報。申請者は会社のロゴとサイン権限者のサインをアップロードする必要がある。</p> <p>2. eCertifyは申請者に確認メールを返す。申請者はその中の確認リンクをクリックし初回ログインをする。</p> <p>3. 発給機関は詳細を確認の後、登録申請を認可する。認可の所要時間は2-3時間である。</p>	

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
<p>ニュージーランド (2010/01/01発効: オーストラリア、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア 2010年03/12発効: タイ 2011年01/01発効: ラオス 2011年01/04発効: カンボジア 2012年01/10発効: インドネシア)</p>	<p>1. ニュージーランド商工会議所と、地域の商工会議所 (New Zealand Chambers of Commerce Incorporated (NZCCI) and its regional chambers of commerce and industry) i. Auckland Regional Chamber of Commerce and Industry, ii. Waikato Chamber of Commerce and Industry Inc. iii. Wellington Regional Chamber of Commerce iv. Canterbury Employers Chamber of Commerce v. Otago Chamber of Commerce</p> <p>2. Independent Verification Services Ltd (IVSLTD)</p>	<p>NZCCIでは、権限者のサインリスト (例: 企業を代表して書類にサインをする権限を持った人の氏名とサイン標本など)</p>	<p>NZCCIの手続き: 1. NZCCIのサイト www.chamberdocs.co.nz にアクセスし、企業を登録。必要な情報は基本的なものでよく、メールアドレス、パスワード、企業概要や代表者名など。申請者は地域の(例: AucklandやWaikatoなど)の商工会議所への登録も可能。 2. 権限者のサインリストをアップロード。申請者はこれらを後にアップロードすることも可能だが、必ず原産地証明書(Form AANZ)の申請前にすること。</p> <p>IVSLTDの手続き: IVSLTDへ企業登録を (www.ivslimited.co.nz/Services/Certificate-of-Origin-Programme)にて行う。 必要な情報は基本的なものでよく、メールアドレス、パスワード、企業概要や代表者名など。</p> <p>NZCCIとIVSLTDの両方とも、申請者は初回の原産地証明書(Form AANZ)の申請前までに行えば可。</p>	<p>NZCCI : 無料 IVSLTD : 無料</p>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
シンガポール (2010/01/01発効)	税関 Singapore Customs 関税貿易業務部 (Tariffs and Trade Services Branch =TTSB)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造者の申請フォーム以下の情報が必要。 企業概要(企業名、住所、Unique Entity Number、コンタクト先と工場のあるエリア) 製造情報(従業員の形態と人数、据付の製造機械、製造品のHSコード、月の平均生産量、製造工程) 必要な原産地証明書(CO)のタイプ ・企業のパンフレット ・生産に関するパンフレット 	<p>1. 以下のシンガポール税関のサイトから製造者申請フォームをダウンロード(COセクションの下の"Application for Manufacturer's Registration"を参照) (http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+Services+and+Forms.htm)</p> <p>2. 製造者申請フォームを記入し左記の必要書類と共に提出。提出はTTSBへ郵送か電子メールにて(customs_roo@customs.gov.sg)</p> <p>3. TTSBは申請受領後、7営業日以内に工場検査を行う。機械や人員が製造物を生産できるよう適切にあり、操業記録もつけられているかをチェック。</p> <p>4. 問題なければ申請者は税関より登録番号と共に承認レターを受け取る。EDB (Economic Development Board) からパイオニアステイタスを得ている企業は、そのステイタスを証明する書類があれば工場検査を省略することも可能。</p> <p>(パイオニアステイタスとは一定の基準を満たした企業に対して税制上の優遇措置を与えるシンガポールの法制度のこと)</p>	無料

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
マレーシア (2010/01/01発効)	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry(MITI)	<p>電子特惠原産地証明書申請登録 (Electronic Preferential Certificate of Origin, or "ePCO")</p> <p>・登録フォームは http://www.dagangnet.com/images/pdf_file/registrationform.pdf あるいは Kedai EDI から入手可能。</p> <p>・マレーシア企業(個人および法人)の 必要書類(会社書記役 - Company Secretaryによる証明されたコピー) a. フォーム9 b. 税関からのフォワード/シッピング エージェントライセンス c. (ePermitの場合のみ) 政府機関の 発行した許可あるいは証明書</p> <p>・外国企業の必要書類(会社書記役 - Company Secretaryによる証明され たコピー) a. フォーム79, 80, 80A, 83, 83A または 会社設立レター b. (ePermitの場合のみ) 政府機関の 発行した許可あるいは証明書</p> <p>SME(中小企業)レート適用の場合に は、申請者は直近の財務諸表かEPF ステートメントの証明コピーを追加書類 として提出必要。</p>	<p>COのマニュアル申請の場合の登録: 登録の必要なし</p> <p>COをePCO で申請する場合の登録: ・登録フォームを記入し、左記で説明した書類と支払小 切手と共にDagang Net Technologies Sdn Bhdに送付。 ・登録が済めば申請者には即時通知される。</p>	<p>COのマニュアル申請の場合の登 録: 無料(登録の必要なし)</p> <p>COをePCO で申請する場合の登 録: 企業登録料:RM500 SME(中小企業)登録料:RM200</p> <p>料金には6%の政府サービス税が かかる。自由工業ゾーン(Free Industrial Zones)内の企業の場合 はこの税は免除。この免除規 定を受けるにはフリーゾーンライ センスのコピーを (bcm@dagangnet.com)に送付必 要。</p>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
タイ (2010/02/08発効)	商業省外国貿易局 Department of Foreign Trade ("DFT"), Ministry of Commerce	<p>1. 事業者登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人関連書類(工場操業許可書、法人登記証明書等発行後3カ月以内のもの) ・納税者登録書(VAT登録証(Phor.Phor.20)、法人税登録証明書等) ・代表者もしくは権限保持者のIDカードコピー <p>2. 輸出入者カードの申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記事業者登録と同等の書類(社印押印済み、あるいは権限者のサイン済み) ・権限保持者あるいは代表権のある者の出頭が必要、これは輸出入者カード用の写真撮影のため。 	<p>1. 事業者登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業省外国貿易局(DFT)のウェブサイトへアクセスし(http://www.dft.go.th)、"Register Business Operators"をクリックする。オンラインで記入欄を埋め、"Central Username"を取得する。(当ウェブサイトはタイ語のみ) <p>2. 輸出入者カードの申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DFT (http://www.dft.go.th)のウェブサイトに入り、"Central Username"でログイン、"Exporter-Importer Card"の申請をクリックする。 ・輸出入者カード申請フォームを埋めて印刷する。(2タイプあり、"Company's Exporter-Importer Card"と"Representative's Exporter-Importer Card"がある。) ・記入済み申請フォームを必要書類と共に提出。提出先は商務省外国貿易局(DFT)ビルの外国貿易サービス局(Bureau of Foreign Trade Service) ・権限保持者あるいは代表権のある者は写真を撮られ、実際の輸出入者カードに印刷される。所要時間は1-2営業日程度。 	<p>1. 事業者登録 無料</p> <p>2. 輸出入者カードの申請 200バーツ(輸出入者カードの有効期限は2年間)</p> <p>注:会社としては一つの会社名に一つの輸出入者カードだが、代表者の多くは輸出入者カードを取得しているため、代表者の数だけ取得は可能。</p>
インドネシア (未発効)	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ブルネイ (2010/01/01発効)	外務貿易省貿易開発局 Department of Trade Development (DTD), Ministry of Foreign Affairs & Trade (MOFAT)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、工場、製造敷地登録申請フォーム (DTDまたはオンラインにて入手可能) <p>以下の書類が登録手続きのため必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書発給申請者のサインの登録証明 ・事業者の社印証明 ・事業者の事業登録証明書(コピーでよい) 	<p>1. オンライン登録申請の場合はe-darussalamにて申請 (http://202.93.221.24/SOPPortal/portal_proxy?template=eMinCom-EN&url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz.jsp&biz=certOrigin)の“CO Registration”をクリックまたは、DTDで入手できる申請フォームにて記入、提出。</p> <p>2. MOFATは輸出者または製造者の工場へ検査を手配し、商品を製造する機械や人手があり、工程が正しく記録されているかを調べる。</p> <p>3. 輸出者・製造者は申請が受け付けられればレファレンス番号付の企業登録レターを受け取る。</p> <p>COの申請者が商品の製造者でない場合は、申請者は製造者がブルネイの製造者としてMOFATに登録されていると確認する必要がある。 また、パイオニアステイタスを与えられている企業は、COを申請すると自動的に企業登録がなされ、パイオニアステイタスの証明書類があれば工場検査も免除される。 (パイオニアステイタスとは一定の基準を満たした企業に対して税制上の優遇措置を与えるブルネイの法制度のこと)</p> <p>登録認可までの所要時間は工場検査や原産の審査を含めると約30日。</p>	無料
フィリピン (2010/01/01発効)	関税局輸出調整部(Export Coordination Division, Bureau of Customs) または 各港の財務省下の税関輸出 部 Export Division (ED) in district ports Bureau of Customs, Department of Finance	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ベトナム (2010/01/01発効)	<p>商工省管轄下の各地区の輸出入管理課 Regional Export-Import Management Bureaus under Ministry of Industry and Trade (MOIT)</p> <p>所在地: Hanoi, Ho Chi Minh City, Da Nang, Dong Nai, Hai Phong, Binh Duong, Vung Tau, Lang Son, Quang Ninh, Lao Cai, Thai Binh, Thanh Hoa, Nghe An, Tien Giang, Can Tho, Hai Duong and Binh Tri Thien</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書発給申請書にサインをする企業により認可された人物のサイン登録、および事業者の印鑑登録。 ・事業者の事業/投資登録証明書(正当なコピー) ・税金コードの登録証明書(正当なコピー)(もしあれば) ・商品の生産拠点リスト(もしあれば) 	<p>①左記の書類をCOを最初に申請する際に、原産地証明書発給機関に郵送あるいは窓口へ届け出。</p> <p>②企業登録の所要時間は書類に不備がなければ通常、即時。</p> <p>注:事業者登録書類のいかなる変更も、原産地証明書の発給を申請する前に、登録した原産地証明書発給機関へ届け出。登録内容に変更はなくとも、事業者登録書類は2年に1回更新が必要。</p> <p>注:登録した発給機関がある都市以外の都市でCOの発給を申請する場合は、正当な理由を記した理由書の提出と、別途その発給機関への登録書類提出が必要。</p>	無料
ラオス (2011/01/01発効)	<p>商工省輸出入局、および地方の商工サービスオフィス Department of Imports and Exports in the Ministry of Industry and Commerce, including all provincial trade and industry service offices</p>	<p>1. 以下の関連書類(コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記証 ・工場許可証 ・税務登録書 <p>2. 工場監査記録(コピー) (注:ラオスでは輸出前に原産品判定を発給機関に申請し、訪問による工場監査を受け、その後企業登録手続きとなる。他国と手続きの順番が異なるので留意する。)</p>	<p>左記の必要書類と共に社名入りのレターを輸出入局に提出する。社名入りレターには以下の情報が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の取締役の氏名 ・CO関連書類にサインをする権限のある人のサイン標本と氏名 ・会社の社印 ・権限のある社員のIDカード情報 ・製造される商品の情報(例:製品名やHSコード) <p>輸出入局は3営業日以内に返答し、問題がなければ申請企業に登録認可レターを発行する。</p>	無料

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
カンボジア (2011/01/04発効)	商業省多国間貿易部 Multilateral Trade Department (MTD), Ministry of Commerce (MOC)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・Qualified Investment Project (QIP) の場合は、カンボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia - "CDC") の発行した最終投資登録証明書 ・商業省が発行した商業登録証 ・商業登録ライセンス ・会社の定款 ・会社取締役と申請者のパスポートまたはIDカード(コピー2枚) ・会社取締役と申請者の写真(2枚) ・登録申請者の法律委任状 ・経済財政省 (Ministry of Economy and Finance) 税務総局 (General Department of Taxation - "DGT") 発行の特許税務登録証明書 (Patent Tax and VAT Registration certificates)(2枚) ・登録企業の土地やオフィスのリース証明書コピー ・衣類産業はその他に、カンボジア衣類製造組合会員証、International Labor Organization (ILO) 証書、工場操業ライセンス 注: CDC, MOC, GDT で発行された全ての書類は各州役所で証明されている必要あり。	①商業省多国間貿易部 (MTD) に左記の必要書類を添えて申請する。 ②MTDでは必要書類の確認を1週間以内に完了し、承認後は即時にMTD登録証を発行する。 ※なお、この登録は1年に1回、更新が必要である。	無料

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ミャンマー (2010/01/01発効)	輸送手段により発給機関が異なる 1. 商業省貿易局 Directorate of Trade, Ministry of Commerce (船舶や空路による場合) 2. 商業省国境貿易部 Department of Boarder Trade, Ministry of Commerce (陸路で国境を超える場合)	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし

(出所) Bryan Cave LLPによる調査